

IV 既に採択されている方へ

1. 平成31年度に継続が予定されている研究課題（以下、「継続研究課題」という）の取扱いについて

継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありませんが、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。また、原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題を応募することは認めませんが、研究種目により次の取扱いとなりますので御確認ください。

① 特別推進研究

(1) 研究計画の大幅な変更を行おうとする場合

研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続きについては、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（31頁参照）と同様となりますので、確認してください。なお、研究計画調書の作成に当たり、審査を希望する区分については、採択時と同じ区分を選択してください。

また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成31年度以降の交付予定額を交付しないことがあります。

なお、研究計画の大幅な変更とは、具体的に①研究目的の変更・研究課題名の変更、②平成31年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更（調整金を使用した研究経費の年次計画の変更を除く。）、③研究経費の増額・減額、研究期間の短縮等であり、該当するかどうかについては、事前に研究事業部研究助成第二課へ相談してください（139頁「問い合わせ先等」を参照してください。）。

② 特別推進研究以外の研究種目

(1) 研究計画の大幅な変更を行おうとする場合

基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」を除く研究種目等については、研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続きについては、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（31頁参照）を確認してください。なお、継続研究課題の増額応募については原則として認めません。

また、科研費（基金分）、科研費（一部基金分）の助成金及び調整金を使用した科研費（補助金分）の研究課題については、研究の必要に応じて研究経費の年次計画の変更を行うことが可能ですので、平成31年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更は、研究計画の大幅な変更には該当しません。研究計画の大幅な変更を行おうとする場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成31年度以降の交付予定額を交付しないことがありますので、該当するかどうかについては、研究機関を通じて事前に研究事業部研究助成第一課へ必ず相談してください。（139頁「問い合わせ先等」を参照してください。）

(2) 研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成した場合

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合（※）は、平成30年10月19日（金）（必着）までに当該研究課題の補助事業完了届及び完了理由書（別冊 応募書類の様式・記入要領参照）を提出した上で、新しい研究課題を応募することができます。

なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査において不適切と判断された場合には、応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の平成31年度以降の科研費の交付を求めることはできませんので注意してください。

※ 「研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合」とは、「基盤研究（C）（一般）」から「基盤研究（B）（一般）」へ変更する場合などです。なお、「新学術領域研究（研究領域提案型）」への変更は認めません。

(5) 重複応募制限の特例

(研究計画最終年度前年度の応募)

- ① 「特別推進研究及び、基盤研究（基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」を除く。）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のもので、平成31年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。
- なお、平成29年度以前に採択された「若手研究（A・B）」についても同様の取扱いとなります。
- また、1つの継続研究課題を基に、この特例により新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。
- ② 研究計画最終年度前年度の応募により、新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」、「基盤研究（S）、基盤研究（A・B・C）（応募区分「一般）」」です。
- ただし、若手研究、若手研究（A・B）の研究課題を基に、新たに応募することができる研究種目は、研究期間が4年の研究課題は「基盤研究（S）、基盤研究（A・B・C）（応募区分「一般）」」、研究期間が3年の研究課題は「基盤研究（S）、基盤研究（A・B）（応募区分「一般）」」となります。

研究計画最終年度前年度の応募が可能な継続研究課題	新たに応募することができる研究種目
特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）の研究課題のうち、4年以上の研究課題 (応募区分「特設分野研究」を除く。)	特別推進研究、 基盤研究（S）、 基盤研究（A・B・C）（応募区分「一般」)
若手研究、若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が4年の研究課題	基盤研究（S）、 基盤研究（A・B・C）（応募区分「一般」)
若手研究、若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題	基盤研究（S）、 基盤研究（A・B）（応募区分「一般」)

- ③ 研究計画最終年度前年度応募により、新たに基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」に応募することはできません。また、基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」を基に新たに応募することもできません。
- ④ 研究計画最終年度前年度の応募による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては、重複制限は適用されません。
- ただし、これらの研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。
- ⑤ 当該新規応募研究課題が採択された場合には、その基となった継続研究課題に係る平成31年度の科研費は原則として交付されません。また、新規応募研究課題の研究種目が特別推進研究、基盤研究（S）であった場合、交付内定時期が4月下旬以降を予定しているため、継続課題の交付が行われることがありますが、交付された場合であっても、全額返還することとなります。このため、新規応募研究課題の研究計画調書は、平成31年度の継続研究課題の研究計画を実施するに当たって必要となる経費を含めて作成してください。
- なお、この際、研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書を平成32年6月30日までに提出しなければなりませんので、当該報告書に係る経費も含めて作成してください。

(研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては、重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。